

(案)

別表2 環境要素の区分

1 人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 大気質 (2) 騒音 (3) 振動 (4) 悪臭 (5) 低周波音（超低周波音を含む） (6) 風害 (7) 水質（底質及び地下水を含む） (8) 地形及び地質 (9) 地盤沈下 (10) 土壌 (11) 日照阻害 (12) 電波障害 (13) 風車の影（シャドーフリッカー）
2 生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 植物 (2) 動物 (3) 生態系
3 人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 景観 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場
4 環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 廃棄物等 (2) 温室効果ガス
5 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	(1) 放射線の量



(案)

別表3 対象事業実施区域（事業実施想定地域）及びその周囲の概況調査の項目例

区 分		調 査 項 目		
自 然 的 状 況	地域の生活環境に係る項目	公害全般	公害苦情 公害苦情の発生状況	
		大気に係る環境の状況	気象	気象概況、地形等に係る気象状況 風害に係る気象状況 日照に係る気象状況
			大気質	大気汚染の状況 大気汚染の主要な発生源の状況
			騒音	騒音の状況 騒音の主要な発生源の状況
			低周波音(超低周波音を含む)	低周波音の状況 低周波音の主要な発生源の状況
			振動	振動の状況 振動の主要な発生源の状況
	悪臭	悪臭の状況 悪臭の主要な発生源の状況		
	水に係る環境の状況	水象	河川、沼の分布状況 流量、流域の状況	
		水質	水質汚濁の状況（底質含む） 水質汚濁の主要な発生源の状況	
	土壌及び地盤の状況	土壌	土壌汚染の状況 土壌の分布状況	
地盤沈下		地下水の状況 地盤沈下の状況		
その他	電波障害	電波障害の状況 地形の状況 高層建築物、住宅等の分布		
	風車の影（シャドーフリッカー）	風車の影（シャドーフリッカー）		
地域の自然的状況に係る項目	地形及び地質の状況	地形及び地質	地形の分布状況 表層地質の分布状況 重要な地形・地質の分布状況	
	動植物の生息または生育、植生及び生態系の状況	動物	動物種及び地域個体群の状況 貴重種の分布状況	
		植物	植物種及び植物群落の状況 貴重種の分布状況	
		生態系	動植物の生息・生育環境の状況 注目される生物種	
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	景観	地域景観の状況 主要な眺望点の分布状況 景観資源の分布状況		
	人と自然との触れ合いの活動の場	野外レクリエーション地の分布状況 日常的な触れ合い活動の場の分布状況		
地域の社会的状況に係る項目	人口及び産業の状況	人口 産業	人口分布及び推移 産業構造及び推移	
	土地利用の状況	行政区画	区界、校区等	

社 会 的 状 況		現況土地利用	現況土地利用状況 都市計画法上の地区計画等の状況 その他の土地利用計画等の状況	
	河川、湖沼、地下水の利用状況	水域利用の状況 利水の状況	河川、湖沼等公共用水域の利用状況 河川、湖沼の利水の状況 地下水の利用状況	
	交通の状況	交通施設の分布	主な交通施設（道路、鉄道等）の分布	
	環境保全の配慮が必要な施設の配置及び住宅の配置状況	環境保全の配慮が必要な施設の分布	学校、病院、療養施設等の分布	
		住宅の配置	集落の分布状況 中高層住宅の立地状況	
	下水道の整備の状況	下水道の整備状況	現況下水道の整備状況及び処理人口 下水道の整備計画	
	環境関係法律等に係る項目	環境基本法に基づく環境基準の類型指定状況	騒音	類型指定地域、環境基準未達成地域の分布
			水質	類型指定地域、環境基準未達成地域の分布
	公害の防止に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況及び規制基準	大気汚染防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等 騒音規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等 振動規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等 水質汚濁防止法に基づく排出基準、及び指定水域又は指定地域 その他関係法令に基づく区域等の指定状況、規制基準等		
	自然環境の保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況	自然公園法に基づき指定された国立公園、国定公園 北海道立自然公園条例に基づき指定された北海道立自然公園の区域 自然環境保全法に基づき指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 北海道自然環境等保全条例に基づき指定された北海道自然環境保全地域 都市緑地法に基づき指定された緑地保全地区の区域 森林法に基づき指定された保安林の区域 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき指定された生息地等保護区の区域 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき設定された鳥獣保護区の区域 北海道生物の多様性の保全に関する条例に基づき指定された区域等 その他関係法令に基づく区域等の指定状況		
	資源等の保護・保存に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況	文化財保護法に基づき指定された名勝又は天然記念物 都市計画法に基づき指定された風致地区の区域 その他関係法令に基づく区域等の指定状況		
	一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域	砂防法に基づく砂防指定地 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域 その他関係法令に基づく区域等の指定状況		
	一般環境中の放射性物質の状況に関連して法令等により指定された地域	原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示区域 その他関係法令に基づく区域等の指定状況		
	国及び札幌市の環境保全に関する施策に係る項目	札幌市環境基本計画 札幌市温暖化対策推進計画 札幌市水環境計画 札幌市一般廃棄物処理基本計画 生物多様性さっぽろビジョン その他地域の保全計画及び保全目標の設定状況等		
その他	事業予定地周辺における関連開発計画等			

## 別表4 環境影響評価の項目

その1 一般道路に係る基本項目

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存工作物の撤去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	道路(地表式又は掘割式)の存在	道路(嵩上式)の存在	自動車の走行
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物								○
		浮遊粒子状物質								○
		粉じん等	○	○						
	騒音	騒音	○	○						○
	振動	振動	○	○						○
	水質	水の濁り			○	○	○			
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	○	○	○	
その他	日照障害							○		
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○	○	○	○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○	○	○	○	
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	○	○	○	
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						○	○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*	○*	○*			

〔備考〕

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

その2 林道に係る基本項目

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存工作物の撤去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	道路(地表式又は掘割式)の存在	道路(嵩上式)の存在	自動車の走行
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物								○
		浮遊粒子状物質								○
		粉じん等	○	○						
	騒音	騒音	○	○						○
	振動	振動	○	○						○
	水質	水の濁り			○	○	○			
	地形及び地質	重要な地形及び地質					○	○	○	○
その他	日照障害							○		
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○	○	○	○	○
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○	○	○	○	○
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	○	○	○	○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						○	○	○
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*	○*	○*			

【備考】

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。  
ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

その3 ダム・せきに係る基本項目

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用				
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	堤体の工事	原石の採取の工事	路の設置の工事	施工設備及び工事用道路の付替の工事	堤体の存在	原石山の跡地の存在	道路の存在	ダム・せきの貯水池の存在及び供用及び	
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	粉じん等	○	○									
	騒音	騒音	○	○									
	振動	振動	○	○									
	水質	水の濁り				○	○	○	○				○
		水温											○
		富栄養化											○
		溶存酸素量											○
地形及び地質	重要な地形及び地質								○	○	○	○	
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○	○	○	○	○	○	○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○	○	○	○	○	○	○	
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	○	○	○	○	○	○	
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観								○	○	○	○
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○	○	○	○	○	○	○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物				○	○	○	○				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○*				

[備考]

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

その4 その他の河川工事（放水路）に係る基本項目

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用	
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	放水路等の施設の工事	掘削の工事	堤防の工事	放水路等の存在及び供用	
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	粉じん等	○	○					
	騒音	騒音	○	○					
	振動	振動	○	○					
	水質	水の濁り				○	○	○	○
		地下水の塩素イオン濃度							○
		地下水の水位							○
	地形及び地質	重要な地形及び地質						○	
その他	地盤沈下						○		
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地			○	○	○	○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地			○	○	○	○	
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○	○	○	
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○	○	○	○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○	○			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○※	○※	○※	○※	○※		

〔備考〕

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。



その5 鉄道・軌道に係る基本項目

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存工作物の撤去	鉄道施設又は軌道施設の存在（地表式又は掘割式）	鉄道施設又は軌道施設の存在（嵩上式）	列車又は車両の走行（地上式）	列車又は車両の走行（地下式）
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	粉じん等	○	○					
	騒音	騒音	○	○				○	
	振動	振動	○	○				○	○
	水質	水の濁り			○				
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	○		
	その他	日照阻害					○		
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○	○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○	○		
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○	○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*				

[備考]

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

その6 飛行場に係る基本項目

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工及び盛土工等による土地造成及び飛行場施設の設置	飛行場及びその施設の存在	航空機の運航	飛行場の施設の供用
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			○	○
		粉じん等	○	○				
	騒音	騒音	○	○			○	
	振動	振動	○	○				
	水質	水の汚れ						○
		水の濁り			○			
地形及び地質	重要な地形及び地質				○			
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○		
	生態系	地域を特徴づける生態系				○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*			

[備考]

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。  
ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

その7 水力発電所に係る基本項目

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び発電施設の設定	地形改変後の土地及び工作物の存在	発電施設の供用及び貯水池の存在	河水の取水
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	粉じん等	○	○				
	騒音	騒音	○	○				
	振動	振動	○	○				
	水質	水の汚れ					○	○
		水の濁り			○		○	
		水温					○	
		富栄養化					○	
		溶存酸素量					○	
	水素イオン濃度			○				
地形及び地質	重要な地形及び地質				○	○		
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○	○	○
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○	○	○
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	○	○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○		○	○	○
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*			

[備考]

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

その8 火力・地熱発電所に係る基本項目

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用					
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	しゅんせつ工	切土工等及び発電施設設置	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働				
								排出ガス	排水	温排水	機械等の稼働	廃棄物の発生
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫酸化合物					○					
		窒素化合物	○	○			○					
		浮遊粒子状物質					○					
		石灰粉じん					○				○	
		粉じん等	○	○								
	騒音	騒音	○	○							○	
	振動	振動	○	○							○	
	悪臭	悪臭					○					
	水質	水の汚れ						○				
		水の濁り			○	○						
水温									○			
地形及び地質	重要な地形及び地質					○						
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地					○					
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地					○					
	生態系	地域を特徴づける生態系					○			○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○			○					
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物				○				○		
	温室効果ガス	二酸化炭素					○					
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*	○*						

〔備考〕

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

その9 風力発電所に係る基本項目

影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び発電施設の設定	地形改変後の土地及び工作物の存在	発電施設の稼働
環境要素の区分							
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			
		粉じん等	○	○			
	騒音等	騒音	○	○			○
		低周波音(超低周波音を含む)					○
	振動	振動	○	○			
	水質	水の濁り	○		○		
		水の汚れ	○				
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
	その他	電波障害					○
		風車の影(シャドーフリッカー)					○
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地			○	○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地			○	○	○
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○	○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○		○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○※	○※	○※		

[備考]

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音をいう。
- この表において「超低周波音」とは、周波数が20ヘルツ未満の音をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「風車の影」とは、ブレードの影が回転により地上に明暗が生じる現象(シャドーフリッカー)をいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

その10 廃棄物最終処分場に係る基本項目

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び施設の設置	最終処分場の存在	廃棄物の埋立	廃棄物の搬入
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物					○	○
		粉じん等	○	○			○	
	騒音	騒音	○	○			○	○
	振動	振動	○	○			○	○
	悪臭	悪臭					○	
	水質	水の汚れ				○	○	
		水の濁り			○		○	
		有害物質				○	○	
地形及び地質	重要な地形及び地質				○			
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○	○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○	○	
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	○	
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○	○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○			
	温室効果ガス	メタン及び二酸化炭素					○	
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*		○*	

〔備考〕

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。



その 11 廃棄物焼却施設等に係る基本項目

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用					
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び施設の設定	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働			廃棄物の搬出入	廃棄物の発生
							排出ガス	排水	機械等の稼働		
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫酸化合物					○				
		窒素化合物					○			○	
		浮遊粒子状物質					○				
		粉じん等	○	○							
		有害物質					○				
	騒音	騒音	○	○					○	○	
	振動	振動	○	○					○	○	
	悪臭	悪臭					○				
	水質	水の汚れ						○			
		水の濁り			○						
有害物質							○				
地形及び地質	重要な地形及び地質				○						
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○					
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○					
	生態系	地域を特徴づける生態系				○					
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○					
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○					○	
	温室効果ガス	二酸化炭素					○				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*						
[備考]											
1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。											
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。											
3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。											
4. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。											
5. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。											
6. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。											
7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。											
8. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。											
9. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。											

その12 下水道終末処理場に係る基本項目

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び処理施設の設置	地形変更後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物の発生
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	粉じん等	○	○				
	騒音	騒音	○	○			○	
	振動	振動	○	○			○	
	悪臭	悪臭					○	
	水質	水の汚れ					○	
		水の濁り			○			
地形及び地質	重要な地形及び地質				○			
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○		
	生態系	地域を特徴づける生態系				○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○			
		産業廃棄物					○	
	温室効果ガス	メタン					○	
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*			

【備考】

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。



その13 特定工場に係る基本項目

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用					
			建設機械の稼働	用いる車両の運行	資材及び機械の運搬	施設の設定	切土工及び盛土工等による土地造成及び工場	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働			資材等の搬出入	廃棄物の発生
									排出ガス	排水	施設等の稼働		
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物						○					
		窒素酸化物	○	○				○			○		
		浮遊粒子状物質						○					
		有害物質						○					
		粉じん等	○	○				○			○		
	騒音	騒音	○	○						○	○		
	振動	振動	○	○						○	○		
	水質	水の汚れ							○	○			
		水の濁り				○			○	○			
		有害物質							○				
地形及び地質	重要な地形及び地質					○							
その他	地盤沈下				○				○				
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地					○						
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地					○						
	生態系	地域を特徴づける生態系					○						
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○						
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○						
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物				○					○		
	温室効果ガス	二酸化炭素					○						
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*								

[備考]

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。  
ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

その14 大規模建築物に係る基本項目

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工作物の設置等	地形改変後の土地及び工作物の存在	事業活動	資材等の搬出入
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○				○
		粉じん等	○	○				○
	騒音	騒音	○	○				
	振動	振動	○	○				
	その他	風害				○		
	水質	水の汚れ	○	○			○	
		水の濁り	○	○	○			
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○		
	その他	地盤沈下			○		○	
		電波障害				○		
日照障害					○			
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○		
	生態系	地域を特徴づける生態系				○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○		○	
	温室効果ガス	二酸化炭素					○	
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*			

[備考]

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

その15 土地区画整理、新住宅市街地開発及び住宅団地の造成に係る基本項目

影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工作物の建設	地形変更後の土地及び工作物の存在	宅地等における人の活動	自動車の走行
環境要素の区分								
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○				○
		粉じん等	○	○				
	騒音	騒音	○	○				○
	振動	振動	○	○				○
	水質	水の汚れ						○
		水の濁り			○			
地形及び地質	重要な地形及び地質				○			
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○		
	生態系	地域を特徴づける生態系				○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*			
<p>[備考]</p> <p>1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、*印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。</p> <p>2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>4. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>5. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p>								

その 16 流通業務団地造成に係る基本項目

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工作物の建設	地形改変後の土地及び工作物の存在	資材等の搬出入
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			○
		粉じん等	○	○			
	騒音	騒音	○	○			○
	振動	振動	○	○			○
	水質	水の濁り			○		
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○	
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*		

[備考]

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

その17 工業団地造成に係る基本項目

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工作物の建設	地形改変後の土地及び工作物の存在	動工場等における事業活動	資材等の搬出入
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物					○	
		窒素酸化物	○	○			○	○
		浮遊粒子状物質					○	
		粉じん等	○	○				
	騒音	騒音	○	○			○	○
	振動	振動	○	○			○	○
	水質	水の汚れ					○	
		水の濁り			○			
地形及び地質	重要な地形及び地質				○			
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○		
	生態系	地域を特徴づける生態系				○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○		○	
	温室効果ガス	二酸化炭素					○	
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*			

[備考]

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

その18 農用地造成に係る基本項目

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工作物の建設	地形変更後の土地及び工作物の存在
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○		
		粉じん等	○	○		
	騒音	騒音	○	○		
	振動	振動	○	○		
	水質	水の汚れ				
		水の濁り			○	
地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○
	生態系	地域を特徴づける生態系				○
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○	
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*	

〔備考〕

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。



その19 レクリエーション施設に係る基本項目

影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工作物の建設	地形変更後の土地及び工作物の存在	緑地の保全	自動車の走行
環境要素の区分								
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○				○
		粉じん等	○	○				
	騒音	騒音	○	○				○
	振動	振動	○	○				○
	水質	水の濁り			○			
		有害物質					○	
地形及び地質	重要な地形及び地質				○			
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○		
	生態系	地域を特徴づける生態系				○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*			
<p>[備考]</p> <p>1. ○印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 ただし、*印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。</p> <p>2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>4. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>5. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8. この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p>								

その20 土地区画整理（流通・工業系）及びその他の土地造成に係る基本項目

影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工及び盛土工等による造成工事並びに工作物の建設	地形改変後の土地及び工作物の存在	資材等の搬出入
環境要素の区分							
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			○
		粉じん等	○	○			
	騒音	騒音	○	○			○
	振動	振動	○	○			○
	水質	水の汚れ				○	
		水の濁り			○		
地形及び地質	重要な地形及び地質				○		
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地				○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地				○	
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				○	
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○※	○※	○※		

〔備考〕

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。



その 21 土石の採取に係る基本項目

影響要因の区分  環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	プラントの建設	土石等の採取	プラント及び建設機械の稼働	土石等の搬出入
人の健康の保護及び生活環境の保全、並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物	○	○			○	○
		粉じん等	○	○			○	
	騒音	騒音	○	○			○	○
	振動	振動	○	○			○	○
	水質	水の濁り			○	○	○	
	地形及び地質	重要な地形及び地質			○	○		
生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	重要な植物種及び群落とその生育地			○	○		
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地			○	○		
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○		
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			○	○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○	○		
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物			○	○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	○*	○*	○*			

[備考]

- 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※印が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出する恐れがある場合に適用する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。



(案)

別表5 調査、予測及び評価の手法

5 一般環境中の放射性物質に係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法	
放射線の 量	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 放射線の量の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア 粉じん等の発生に伴うもの (ア) 放射線の量の状況 (イ) 粉じん等の状況</p> <p>イ 水の濁りの発生に伴うもの (ア) 放射線の量の状況 (イ) 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>ウ 建設工事に伴う副産物に係るもの (ア) 撤去構造物及び伐採樹木等の状況 ・撤去の対象となる建造物の概要、数量及び撤去に伴って発生する廃棄物等の種類等 ・伐採対象となる森林等の面積、伐採樹木の太さ、樹高等、伐採量の把握に必要な事項 (イ) 建設発生土の状況 土地の掘削や切土の対象となる区域の土砂の性状等</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項</p> <p>ア 粉じん等の発生に係るもの (ア) 気象の状況</p> <p>イ 水の濁りの発生に係るもの (ア) 水象等の状況 (イ) 土質の状況</p> <p>ウ 建設工事に伴う副産物に係るもの (ア) 地形の状況 (イ) 土地利用の状況 (ウ) 廃棄物については、その種類ごとの処分の状況 (エ) 建設発生土については、切土又は盛土に伴う土砂の保管状況</p>	<p>2 調査方法</p> <p>環境影響評価技術ガイド（放射性物質）（平成27年3月環境省総合環境政策局環境影響評価課）を参考に、国、札幌市等による測定資料、関係法令及び文献等を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>なお、現地調査を行う場合の方法は、次に掲げる方法その他の適切な方法とする。</p> <p>(1) 放射線の量の状況 (ア) 浮遊物質量の状況 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 ア 大気質の項の調査手法の欄の2(2)アに掲げる方法 イ 水質の項の調査手法の欄の2(2)アに掲げる方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1) 粉じん等の発生に伴うもの及び水の濁りの発生に伴うもの 対象事業の実施により放射線の量に影響を受ける恐れのある範囲を含む地域とし、既存の事例、簡易な拡散式による試算等によりその範囲を推定して定める。</p> <p>(2) 建設工事に伴う副産物に係るもの 事業実施区域及び廃棄物の処分の状況又は切土若しくは盛土に伴う土砂の保管状況を適切に把握するために必要な地域とする。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合）</p> <p>(1) 粉じん等の発生に伴うもの及び水の濁りの発生に伴うもの 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>(2) 建設工事に伴う副産物に係るもの 対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、調査地点を設定し、一定の地点に関する情報を重点的に収集することまでは要しない。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に放射線の量の状況を把握できる程度とする。</p>

予 測 手 法	評 価 手 法
<p>1 予測内容 対象事業の実施により変化する放射線の量の状況とする。</p> <p>2 予測方法 (1) 粉じん等の発生に伴うもの 類似事例を参考にする方法による。 (2) 水の濁りの発生に伴うもの 対象事業の特性及び関係地域の概況を考慮して、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 ア 水質の項の予測手法の欄の2(1)に掲げる方法(エを除く。) イ 類似事例を参考にする方法 (3) 建設工事に伴う副産物に係るもの 原単位法、統計的手法その他の適切な方法によるものとし、放射性物質を含む廃棄物等の種類ごとの発生及び処分の状況を把握する。 ※ 予測に当たっては、環境影響評価技術ガイド(放射性物質)を参考にすること。</p> <p>3 予測地域 (1) 粉じん等の発生に伴うもの及び水の濁りの発生に伴うもの 対象事業の実施により放射線の量が影響を受ける恐れのある地域とする。 (2) 建設工事に伴う副産物に係るもの 事業実施区域並びに廃棄物の発生及び処分の状況又は切土若しくは盛土に伴う土砂の保管状況を適切に把握するために必要な地域とする。</p> <p>4 予測地点(一定の地点に関する放射線の量の状況の変化を重点的に把握することとする場合) (1) 粉じん等の発生に伴うもの及び水の濁りの発生に伴うもの 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、放射線の量への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。 (2) 建設工事に伴う副産物に係るもの 対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することまでは要しない。</p> <p>5 予測時期 (1) 粉じん等の発生に伴うもの及び水の濁りの発生に伴うもの 工事の実施に伴う影響が最大になる時期及び事業活動が定常に達した時期 (2) 建設工事に伴う副産物に係るもの 工事の施行中の代表的な時期</p>	<p>1 放射線の量に係る環境影響について、現状と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、放射線の量に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p> <p>※ 評価に当たっては、環境影響評価技術ガイド(放射性物質)を参考にすること。</p> <p>(凡例) 黒字：札幌市の技術指針を基にした部分 青字：国の主務省令を基にした部分 緑字：他自治体の技術指針を参考とした部分</p>

## 別表5 調査、予測及び評価の手法

## 1 生活環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法	
大気質	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 大気質の状況 次のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づく大気汚染に係る環境基準の項目（SO<sub>2</sub>、CO、O<sub>x</sub>、SPM、NO<sub>2</sub>、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン、ダイオキシン類）</p> <p>イ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項第1号及び第2号の物質並びに同条第8項の物質（SO<sub>x</sub>、ばいじん及び粉じん）</p> <p>ウ 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第1条の物質（Cd、Cl、F、Pb及びNO<sub>x</sub>）</p> <p>エ その他の物質（炭化水素等）</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項</p> <p>ア 気象の状況</p> <p>(ア) 風向</p> <p>(イ) 風速</p> <p>(ウ) 日射量</p> <p>(エ) 放射収支量</p> <p>(オ) その他</p> <p>イ 規制等の状況</p> <p>(ア) 大気汚染に係る環境基準、排出基準等</p> <p>(イ) 周辺の土地利用</p> <p>(ウ) その他</p>	<p>2 調査方法</p> <p>(1) 大気質の状況 札幌市等が設置する常時監視測定局、气象台、測候所等における測定資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>なお、現地調査を行う場合の方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 大気汚染に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第25号）に定める方法</p> <p>イ 二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年環境庁告示第38号）に定める方法</p> <p>ウ 環境大気中の鉛・炭化水素の測定方法について（昭和52年環境庁大気保全局長通知）に定める方法</p> <p>エ ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成9年環境庁告示4号）に定める方法</p> <p>オ 直近の有害大気汚染物質測定方法マニュアル（平成21年3月改訂環境省水・大気環境局）</p> <p>カ ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法</p> <p>キ その他の適切な方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況</p> <p>ア 気象の状況</p> <p>(ア) 直近の地上気象観測指針（気象庁）に定める方法</p> <p>(イ) 直近の高層気象観測指針（気象庁）に定める方法</p> <p>(ウ) その他の適切な方法</p> <p>イ 規制等の状況 関係する法令及び資料調査による。</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により大気質が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、既存の事例、簡易な拡散式による試算等によりその範囲を推定して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、年間を通じた大気質の状況を把握できる程度とする。</p>

予 測 手 法	評 価 手 法
<p>1 予測内容 対象事業の実施により変化する大気汚染物質の濃度又は飛散若しくは降下する量とする。</p> <p>2 予測方法 次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 (1) プルームモデル (2) パフモデル (3) JEA モデル (4) 風洞模型実験</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により大気質が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する大気質の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、大気質への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の実施による影響が最大になる時期及び供用開始後事業活動が定常状態に達した時期とする。</p>	<p>1 大気質への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、大気質に係る基準又は目標が示されている場合にあつては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>

1 生活環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調 査 手 法	
<p>水 質 (底質及び地下水を含む)</p>	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 水質の状況 次のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア 河川及び湖沼</p> <p>(ア) 環境基本法第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第15号)に定める物質等</p> <p>(イ) 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第2条の物質及び第3条の項目</p> <p>(ウ) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について(平成2年環水土第77号環境庁水質保全局長通知)に定める農薬</p> <p>(エ) 公共用水域等における農薬の水質評価指針について(平成6年4月15日環水土第86号)に定める農薬</p> <p>(オ) ダイオキシシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)に定める物質</p> <p>(カ) その他の物質等(水温、透視度、濁度、透明度、塩分その他の項目)</p> <p>イ 地下水</p> <p>(ア) 環境基本法第16条第1項の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)に定める物質</p> <p>(イ) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める物質等</p> <p>(ウ) ダイオキシシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)に定める物質</p> <p>(エ) その他の物質等(水温、外観、透視度、炭酸水素イオン、イオン構成、電気伝導率その他の項目)</p> <p>ウ 底質</p> <p>(ア) 底質調査方法(昭和63年9月8日環水管第127号)に定め</p>	<p>3 調査方法</p> <p>(1) 水質の状況</p> <p>札幌市等が実施する常時監視地点等における測定資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>なお、現地調査を行う場合の方法は、項目に応じて次のとおりとする。</p> <p>ア 河川及び湖沼</p> <p>(ア) 水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)に定める方法</p> <p>(イ) 排出基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める方法</p> <p>(ウ) 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成5年4月28日環水規第121号)に定める方法</p> <p>(エ) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について(平成2年環水土第77号環境庁水質保全局長通知)に定める方法</p> <p>(オ) ダイオキシシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)に定める物質</p> <p>(カ) その他の適切な方法</p> <p>イ 地下水</p> <p>(ア) 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)に定める方法</p> <p>(イ) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める方法</p> <p>(ウ) 水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境庁長官が定める検定方法(平成元年環境庁告示第39号)に定める方法</p> <p>(エ) 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針(平成11年1月水質保全局)及び同運用基準に定める方法</p> <p>(オ) ダイオキシシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)に定める物質</p> <p>(カ) その他の適切な方法</p> <p>ウ 底質</p> <p>(ア) 底質調査方法</p> <p>(イ) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立</p>

予 測 手 法	評 価 手 法
<p>1 予測内容 対象事業の実施により変化する水質汚濁物質の濃度等の状況とする。</p> <p>2 予測方法 対象事業の特性及び関係地域の概況を考慮して、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。</p> <p>(1) 河川、湖沼 ア ジョセフ・センドナー式 イ 岩井・井上式 ウ 単純混合式 エ ストリーター・ヘルプス式 オ その他の数理解析モデル カ 統計的手法</p> <p>(2) 地下水 ア 数理解析モデル イ 類例事例を参考にする方法</p> <p>(3) 底質 ア 類例事例を参考にする方法</p> <p>3 予測地域 対象事業の実施により水質が影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する水質の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、水質への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期 工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 水質への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、水質に係る基準又は目標が示されている場合にあつては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>



環境要素 の区分	調 査 手 法	
水 質 (底質及び地下水を含む)	<p>る物質等</p> <p>(イ) ダイオキシン類による大気 の汚染、水質の汚濁（水底の底 質の汚染を含む。）及び土壌の 汚染に係る環境基準について （平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める物質</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を 行うために必要な事項</p> <p>ア 水象等の状況</p> <p>（ア）水象の状況</p> <p>（イ）利水等の状況</p> <p>（ウ）水質汚染源の発生源の状況</p> <p>（エ）気象の状況</p> <p>（オ）その他</p> <p>イ 規制等の状況</p> <p>（ア）水質汚濁に係る環境基準、排 水基準等</p> <p>（イ）周辺の土地利用</p> <p>（ウ）その他</p>	<p>場所等に排出しようとする廃棄物に含 まれる金属等の検定方法(昭和 48 年環境 庁告示第 14 号)に定める方法</p> <p>(ウ) ダイオキシン類による大気汚染、水 質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。） 及び土壌の汚染に係る環境基準につい て（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定 める物質</p> <p>(エ) その他の適切な方法</p> <p>(2) 自然的・社会的状況</p> <p>ア 水象の状況等</p> <p>（ア）水象等の状況 海洋観測指針（日本海洋学会・気象庁） に定める方法、その他の適切な方法</p> <p>（イ）利水等の状況 聞き取り調査又は資料調査による。</p> <p>（ウ）水質汚染源の発生源の状況 聞き取り調査又は資料調査による。</p> <p>（エ）気象の状況 気象に係る統計資料による。</p> <p>イ 規制等の状況 関係する法令及び資料調査による。</p> <p>3 調査地域 対象事業の実施により水質が影響を受ける おそれのある範囲を含む地域とし、既存の事 例、簡易な拡散式による試算等によりその範囲 を推定して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的 に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがあ る対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地 域を代表する地点など調査に適切かつ効果的 であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、年間を通じた水 質の状況を把握できる程度とする。</p>

予 測 手 法	評 価 手 法

4 地球環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調 査 手 法	
廃棄物等	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 廃棄物等の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況</p> <p>ア 撤去建造物及び伐採樹木等の状況</p> <p>(ア) 撤去の対象となる建造物の概要、数量及び撤去に伴って発生する廃棄物等の種類等</p> <p>(イ) 伐採対象となる森林等の面積、伐採樹木の太さ、樹高等、伐採量の把握に必要な事項</p> <p>イ 建設発生土の状況 土地の掘削や切土の対象となる区域の土砂の性状等</p> <p>ウ 特別管理廃棄物の状況 撤去構造物内の特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の存在を調査し、これらが存在する場合には、種類、数量、存在場所、保管状況等</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項</p> <p>ア 規制等の状況</p> <p>(ア) 事業区域及びその周辺における廃棄物等の分別、収集、処理及び処分の状況</p> <p>(イ) 廃棄物等に係る環境施策の目標等</p> <p>(ウ) その他</p>	<p>2 調査方法</p> <p>(1) 廃棄物等の状況 文献等既存資料を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 関係する法令及び資料を収集・整理・解析することとする。</p> <p>3 調査地域 対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、選定項目については、事業実施区域とし、自然的・社会的状況については、これを適切に把握できる地域とする。</p> <p>4 調査地点 対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、一定の地点に関する情報を重点的に収集することまでは要しない。</p> <p>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に廃棄物等の状況を把握できる程度とする。</p>

予 測 手 法	評 価 手 法
<p>1 予測内容 事業特性等を勘案して、対象事業の実施が廃棄物等を伴う場合に、次に掲げる項目とする。 (1) 建設工事に伴う廃棄物等 (2) 事業活動に伴い発生する廃棄物等</p> <p>2 予測方法 原単位法、統計的手法その他の適切な方法によるものとし、工事の施工中にあっては工事に伴う廃棄物等の種類ごとの発生の状況、工事の施行後にあっては対象事業の実施に伴う廃棄物等の種類ごとの発生の状況を把握する。</p> <p>3 予測地域 選定項目の調査地域である対象事業の実施区域とする。</p> <p>4 予測地点 対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握すること要しない。</p> <p>5 予測時期 工事の施行中の代表的な時期及び工事の施工後における事業活動が定常に達した時期とする。</p>	<p>1 廃棄物等による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、廃棄物等に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法</p>